

## 【お問い合わせ内容】

消防団規則の改正について

第2条の階級は、消防庁告示「消防団員の階級の基準」に合致するように改正されたい。隊長ではなく階級を明示すること。

第6条中の許可を命令に改正。消防組織法第18条第3項が適用。

第9条中および第10条(1)中の「町長に」を削除

## 【新富町からの回答】

この度は、新富町消防行政についての貴重なご意見を賜り深く感謝申し上げます。

ご指摘の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

①『第2条の階級は、消防庁告示「消防団員の階級の基準」に合致するように改正されたい。隊長とは、おかしい。階級を明示すること』につきましてですが、新富町消防団では、消防団式典や行事において、消防団の士気を高める役割を担う、大変重要な組織としてラッパ隊を設置しております。ご指摘の隊長はそのラッパ隊を統括する隊長を指しており、各部長と同じ立場で団員の統括を任されている立場の者となります。

そのため、消防組織法第二十三条第2項に基づき、新富町の規則で部長と同階級と定めております。

②『第6条中の許可を命令に改正。貴町は、消防組織法第18条第3項が適用。厳守。』につきましてですが、宮崎県の全市町村において、区域外出動要請や自主応援活動に関する宮崎県消防相互応援協定を締結し、活動については、市町村長の判断により行うこととしております。ご指摘の内容につきましては、消防団の現場での判断や意思を尊重したものであり、また、迅速な水火災対応に資するため本町の実状に沿った内容とさせていただいております。

③『第9条中および第10条(1)中の町長にを削除』につきましてですが、町長が、消防長及び消防団長の任命権者であることと、町民の生命財産を守る責任者であることから、災害状況を町長へ報告することを規則で定めたものです。

今後も、継続的に円滑な消防行政を行っていただけるよう、ご意見を参考にさせていただきます。この度はありがとうございました。